

# 入 札 説 明 書

平成 2 7 年度皇居外苑で使用する電気  
「紙入札対応」

環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所

## はじめに

平成27年度皇居外苑で使用する電気の調達の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦

### 2. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 平成27年度皇居外苑で使用する電気

予定契約電力 : ①楠公 433kW

②和田倉 253kW

予定使用電力量 : ①楠公 984,800kWh

②和田倉 668,100kWh

(2) 特質等 別添仕様書による。

(3) 使用期間 自 平成27年4月1日 0:00

至 平成28年3月31日 24:00

(4) 需要場所 東京都千代田区皇居外苑

(5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当事務所が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙3に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 庶務科

電話：03-3213-0095 FAX：03-3201-1017

### 5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本件入札に参加する意思のあるものは、次に従い競争参加資格申請書（別紙1）及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、3（4）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、3（1）から（3）、（5）から（8）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて3（4）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けたものが競争に参加するためには、開札のときにおいて3（4）に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、期限までに競争参加資格確認申請書（別紙１）及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

- ① 提出期限：平成２７年１月２９日（木）必着
- ② 受付時間：平日の９時から１７時（１２時から１３時は除く）
- ③ 提出場所：４に同じ。
- ④ 提出方法：競争参加資格確認申請書及び資料の提出は、持参又は郵送（書留に限る。）による。ファクシミリ、電子メール等の電送による提出は受け付けない。

（２）申請書は別紙１により作成すること。

（３）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成２７年２月４日（水）までに通知する。

（４）その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は、４に同じ。

## ６．入札に関する質問の受付

（１）この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア．提出期限 平成２７年１月２９日（木）１７時まで（持参の場合は、１２時から１３時を除く。）

イ．提出場所 ４の場所

ウ．提出方法 持参又はＦＡＸによって提出すること。

（２）（１）の質問に対する回答は、平成２７年２月２日（月）１７時までにＦＡＸにより行う。

## ７．競争執行の日時、場所等

（１）入札・開札の日時及び場所

日 時：平成２７年２月６日（金） １１：００

場 所：東京都千代田区皇居外苑１－１

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 会議室

（２）入札書の提出方法

ア．入札書を提出する場合は、（１）の日時及び場所に、入札心得に定める様式１による入札書及び様式２－１、２－２の内訳書を持参し入札箱へ担当官の指示のもと投函すること。電話、ＦＡＸ、郵送等による提出は認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

イ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

## 10. その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 本案件は、紙入札で行うものとする。

## ◎ 添付資料

- ・別紙1 競争参加資格確認申請書
- ・別紙2 適合証明書
- ・別紙3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件
- ・別紙4 入札心得
- ・別添5-1 契約書(案)及び仕様書(①楠公)
- ・別添5-2 契約書(案)及び仕様書(②和田倉)

平成 年 月 日

競争参加資格確認申請書

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

皇居外苑管理事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成 年 月 日付けで公告のあった平成 27 年度皇居外苑で使用する電気の調達に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

記

- ① 入札説明書 3(5)に定める環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ② 電気事業法第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ていることを証明する書類の写し、又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ③ 別紙 2 に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

## 適合証明書

平成 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○  
 会 社 名 ○○株式会社  
 代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 平成25年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	平成25年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成25年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数		
----------	--	--

注1) 1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙3により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

《上記は平成25年度が最新の状況の場合であるが、さらに把握できる最新の状況がある場合には年等を変更し記載すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

(1) ①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成25年度の未利用エネルギー活用状況、③平成25年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
②平成25年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成25年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長に変更することを行う。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

## 2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

別紙3の「各用語の定義」

用語	定義
①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成25年度の二酸化炭素排出係数。</p>
②平成25年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成25年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成25年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成25年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成25年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成25年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成25年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成25年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業</p>

	<p>者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成25年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成25年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成25年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①平成25年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成25年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③平成25年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</li> <li>平成25年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。</li> <li>平成25年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。</li> </ol>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)</li> <li>需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 入札心得 (工事以外)

### 1. 趣旨

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書及び様式2-1、2-2による内訳表を提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長殿と記載）及び「平成 年 月 日開札 平成27年度皇居外苑で使用する電気 入札書在中」と記載して、開札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を所定の日時までに提出すること。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 委任状を持参していない代理人等による入札
- ③ 入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑧ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑨ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑩ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞

退したものとみなす。

#### 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

#### 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

#### 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## ◎入札書等の表記についての注意事項

### 1. 入札書を入れる封書の表記についての共通注意事項

次の各事項を封筒の表面に記載すること。

- (1) 宛先名 「分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿」
- (2) 日 付 「平成27年2月6日開札」
- (3) 件 名 「平成27年度皇居外苑で使用する電気 入札書在中」

### 2. 入札書についての注意事項

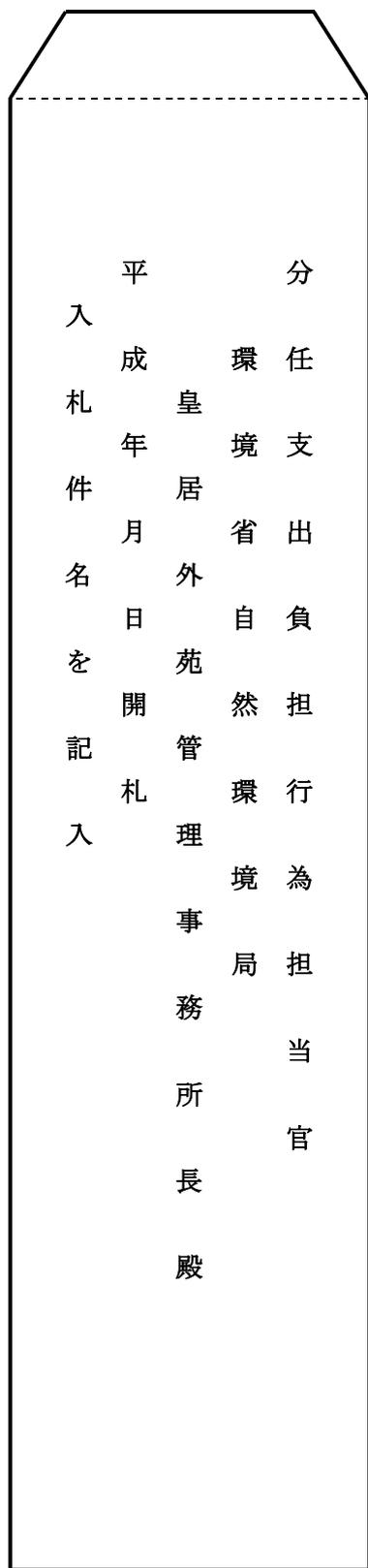
- (1) 住所、会社名及び代表者名を記載し代表者印を押印すること。（但し外国人の場合は代表者印に代えてサインも可）
- (2) 代理人に委任する場合には、代理人の氏名を記載し、委任状に押印してある代理人の使用印を押印すること。（代理人に委任している場合は、入札書に代表者印は不要。）
- (3) 一番札は金額を記入して、上記1. について記載されている封書に入れ、封印（1ヶ所）すること。
- (4) 二回目以降の入札に備え、金額のみ未記入の入札書を準備しておくこと。（封筒は最初のを再使用するため、予備は不要。）

### 3. 委任状についての注意事項

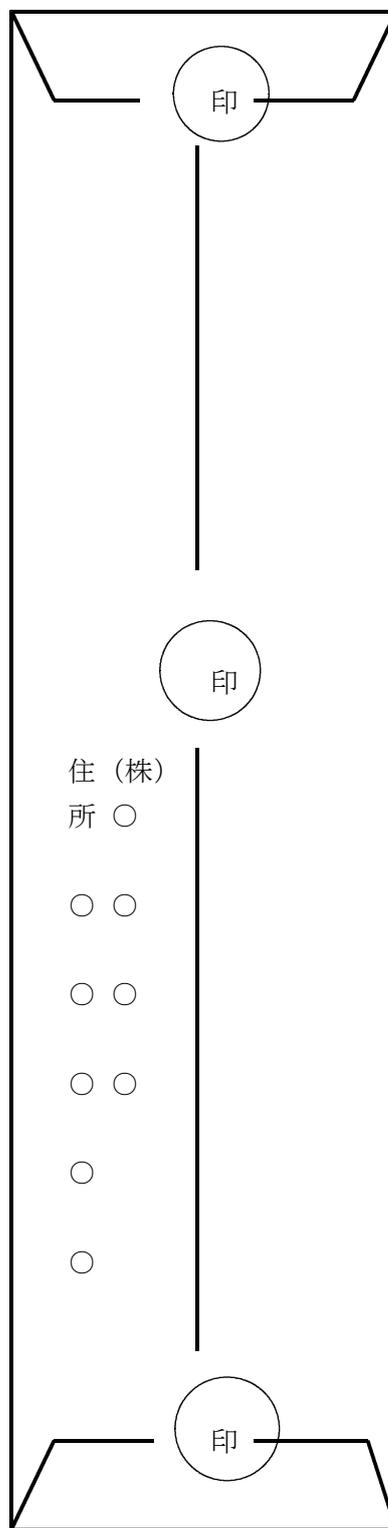
- (1) 住所、会社名及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。
- (2) 代理人の氏名を記載し、代理人の使用印を押印すること。また、代理人の勤める場所が代表者のそれと異なる場合は、代理人の勤務する場所の住所等も記載すること。
- (3) 本店から支店への委任状は契約毎に必ず提出すること。

入札書を入れた封筒の記載例

(表)



(裏)



入 札 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名 印

(復) 代理人 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札  
する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。  
このとき、代表者印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成27年度皇居外苑で使用する電気
- 2 入札金額 : 金額 \_\_\_\_\_ 円

【内 訳】様式2-1、2-2のとおり。

- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式2-1

①補公  
契約電力:433kWh

月	時間帯	予定使用 電力量 (kWh)	基本料金		電力使用量料金								月額②	割引料金等			計 ①+②-③
			単価 (円)	月額①	第1段料金		第2段料金		第3段料金		第4段料金			単価 (円)	電力量 (kWh)	月額③	
					単価 (円)	電力量 (kWh)	単価 (円)	単価 (円)	電力量 (kWh)	電力量 (kWh)	単価 (円)	電力量 (kWh)					
27年4月	昼間	33,200															
	夜間	41,900															
27年5月	昼間	19,700															
	夜間	66,000															
27年6月	昼間	25,000															
	夜間	64,000															
27年7月	ピーク時	4,200															
	夏季昼間	24,100															
	夏季夜間	81,700															
27年8月	ピーク時	5,200															
	夏季昼間	25,600															
	夏季夜間	79,100															
27年9月	ピーク時	7,400															
	夏季昼間	25,700															
	夏季夜間	77,000															
27年10月	昼間	32,000															
	夜間	69,000															
27年11月	昼間	21,200															
	夜間	36,800															
27年12月	昼間	22,100															
	夜間	38,900															
28年1月	昼間	23,800															
	夜間	40,700															
28年2月	昼間	25,000															
	夜間	40,600															
28年3月	昼間	17,300															
	夜間	47,600															
合計		994,800															

うち消費税等相当額	
-----------	--

(注)消費税等相当額=合計×8/108

入札金額	
------	--

(注)入札金額=合計-消費税等相当額

※電力使用量により料金を区分しない場合は第1段料金の欄のみ記載すること。  
 ※力率割引以外の割引料金の設定がある場合は割引料金等の欄に記載すること。  
 ※電力使用量の区分欄及び割引料金等欄が不足する場合は記載欄を適宜追加すること。  
 ※本積算については燃料費調整等を見込まないこと。  
 ※金額の端数処理は、すべて小数点以下切り捨てで行うこと。  
 ※税込総額から税抜総額に算出する場合は「×1.08」をした場合に税込総額になるように処理すること。

様式2-2

①和田倉

契約電力:253kWh

月	予定使用 電力量 (kWh)	基本料金		電力使用量料金								月額②	割引料金等			計 ①+②-③
		単価 (円)	月額①	第1段料金		第2段料金		第3段料金		第4段料金			単価 (円)	電力量 (kWh)	月額③	
				単価 (円)	電力量 (kWh)	単価 (円)	単価 (円)	電力量 (kWh)	電力量 (kWh)	単価 (円)	電力量 (kWh)					
27年4月	56,000															
27年5月	65,600															
27年6月	64,200															
27年7月	61,500															
27年8月	55,400															
27年9月	57,700															
27年10月	58,200															
27年11月	53,100															
27年12月	54,800															
28年1月	51,500															
28年2月	43,300															
28年3月	46,800															
合計	668,100															

うち消費税等相当額	
(注)消費税等相当額=合計×8/108	

入札金額	
(注)入札金額=合計-消費税等相当額	

※電力使用量により料金を区分しない場合は第1段料金の欄のみ記載すること。  
 ※力率割引以外の割引料金の設定がある場合は割引料金等の欄に記載すること。  
 ※電力使用量の区分欄及び割引料金等欄が不足する場合は記載欄を適宜追加すること。  
 ※本積算については燃料費調整等を見込まないこと。  
 ※金額の端数処理は、すべて小数点以下切り捨てで行うこと。  
 ※税込総額から税抜総額に算出する場合は「×1.08」をした場合に税込総額になるように処理すること。

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代 表 者 氏 名 印

代 理 人 住 所  
(受任者) 所 属 (役 職 名)  
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成27年度皇居外苑で使用する電気の調達の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成 27 年度皇居外苑で使用する電気の調達の入札に関する一切の件

入札辞退届

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

平成 2 7 年度皇居外苑で使用する電気の調達に係る入札を辞退します。

担当者連絡先  
部署名 :  
担当者名 :  
T E L :  
F A X :  
E-mail :